

派遣スタッフの皆様へ

労働者派遣法改正に伴うご案内

■ 2020年4月1日から、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されました。派遣で働く方の公正な待遇が確保される改正です。

以下の①または②の待遇決定方式により公正な待遇が確保されます。

- ① **【派遣先均等・均衡方式】** 派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇
- ② **【労使協定方式】** 一定の要件を満たす労使協定による待遇

コンビスマイル株式会社では、「労使協定方式」により公正な待遇が確保いたします。

「労使協定方式」については、「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」と同等以上であることが要件となっています。

- 1) 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全派遣スタッフ）
- 2) 労使協定の有効期間の終期（令和6年3月31日）

詳細は厚生労働省のホームページに掲載されているリーフレットをご確認ください。

※「労使協定」、改定後の「派遣労働者就業規則」は会社に保管しております。
閲覧を希望する方は、いつでも会社で閲覧することが可能です。

